入　札　説　明　書

令和８年度京都府緊急時放射線検査施設等における資機材保守点検業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　令和８年 11 月５日（木）

２　契　約　者　京都府知事　西脇　隆俊

３　担 当 部 局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課　地域医療係
電話番号　(075)414-4744

４　入札に関する事項

(1)　業務の名称及び数量
令和８年度京都府緊急時放射線検査施設等における資機材保守点検業務一式

(2)　業務の仕様等
別添「保守点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　委託期間
契約締結日から令和９年３月 26 日（金）まで

(4)　履行場所
京都府緊急時放射線検査施設（舞鶴市倉谷 427　舞鶴赤十字病院東館１階）
国立病院機構京都医療センター（京都市伏見区深草向畑町１の１）
京都大学医学部附属病院（京都府京都市左京区聖護院川原町 54）
京都府立医科大学附属病院（京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465）
京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝郡与謝野町男山 481）
国立病院機構舞鶴医療センター（舞鶴市字行永 2410）
舞鶴赤十字病院（舞鶴市字倉谷 427）
舞鶴共済病院（舞鶴市字浜 1035）
綾部市立病院（綾部市青野町大塚 20 の１）
京丹後市立久美浜病院（京丹後市久美浜町 161）
京丹後市立弥栄病院（京丹後市弥栄町溝谷 3452 の１）
市立福知山市民病院（福知山市厚中町 231）
京都ルネス病院（福知山市末広町４丁目 13）
市立福知山市民病院大江分院（福知山市大江町河守 180）
亀岡市立病院（亀岡市篠町篠野田１の１）
亀岡シミズ病院（亀岡市篠町広田１丁目 32 の 15）
京都中部総合医療センター（南丹市八木町八木上野 25）
国保京丹波町病院（船井郡京丹波町和田大下 28）
京都府健康福祉部医療課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

５　入札説明書及び仕様書の入手方法

(1)　交付期間
令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 18 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に交付を受けること。

(2)　入札説明書及び仕様書の入手方法
原則として、５の(1)の期間中に京都府ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、３の場所に問い合わせの上、５の(1)に記載の期間中に来庁し交付を受けること。

6　入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

7　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
ア　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の１月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ　申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
エ　過去３年以内に２件以上の放射線測定資機材の保守点検（他の都道府県の放射線測定資機材に係る保守点検を落札した実績を有する者を含む。）を行ったことがない者
オ　保守点検を実施する際に必要な放射線の照射テストを行うことができる資格を有しない者
カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しないものを含む。）
(ｱ)　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(ｲ)　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(ｳ)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
(ｴ)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(ｵ)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(ｶ)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(ｷ)　暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
キ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）
(2)　申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8　資格審査の申請手続
資格審査を受けようとする者は、申請書（別記第１号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(1)　申請書の提出期間
５の(1)に同じ。
(2)　申請書の提出場所
３に同じ。
(3)　提出方法
ア　持参により提出する場合
提出期間中の午前９時から正午及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。
イ　郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
(4)　添付資料

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、京都府競争入札参加資格名簿に登載されている者については、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アからエに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア　法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第１項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 30 年法律第 89 号）第 17 条第１項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書

イ　府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第２号様式）

ウ　消費税及び地方消費税納税証明書

エ　誓約書（別記第３号様式）

オ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第４号様式）

カ　取引使用印鑑届（別記第５号様式）

キ　７の(1)のエ及びオに該当しないことを証する書類

ク　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書（別記第６号様式）

ケ　返信用封筒（定形で住所、氏名等を記入し、110 円切手を貼付したもの）

(5)　資料の提出等

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6)　その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9　参加資格を有する者の名簿への登載等

６及び７について参加資格があると認定された者は、令和８年度京都府緊急時放射線検査施設等における資機材保守点検業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和９年３月 31 日までとする。

12　参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

(1)　商号又は名称

(2)　営業所の名称又は所在地

(3)　法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4)　個人にあっては、氏名

13　参加資格の承継

(1)　参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（６又は７の(1)のア若しくはウに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ　法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14　参加資格の取消し

(1)　参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その者について資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

15　入札手続等

(1)　入札の日時及び場所

ア　日時　　令和８年 12 月３日（木）午前 10 時から

イ　場所　　京都府庁１号館１階応接室１、２

(2)　入札の方法

ア　入札書を別紙様式１により作成し、持参又は郵送するものとする。

イ　代理人が入札する場合は、委任状（別記第６号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ　入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「令和８年度京都府緊急時放射線検査施設等における資機材保守点検業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

　なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りではない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は２回までとする。

カ　審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク　入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式２）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3)　郵送による入札書の提出方法

ア　受領期限　令和８年 12 月２日（水）午後５時まで（必着）
イ　提出先　３に同じ
ウ　その他
(ｱ)　郵便の種類は、書留郵便とする。
(ｲ)　入札書は、二重封筒とし、表封筒に「令和８年度京都府緊急時放射線検査施設等における資機材保守点検業務入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。
(ｳ)　入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4)　入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5)　入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6)　入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7)　入札者等は、入札説明書並びに仕様書、契約書案その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。また、質疑書（任意様式）の提出を行うことによって説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
仕様書等について質疑書による質問については、次のとおり受け付ける。
ア　質疑書
(ｱ)　提 出 日　令和８年 11 月 12 日（木）午後５時まで
(ｲ)　提出方法　メール（iryo@pref.kyoto.lg.jp）
(ｳ)　提出場所　３に同じ（提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること）
イ　回答書
回答書は、令和８年 11 月 13 日（金）に京都府のホームページに掲載する。
ウ　質問及び回答書は業務仕様書の一部として入札条件となる。
エ　質問の提出がない者でも、その内容について、すべて承知した者として入札を行う。

(8)　入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9)　開札
ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者等を立ち会わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
イ　開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10)　再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11)　入札の無効又は失格
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ　同一人にして同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ　その他入札に関する条件に違反した者

コ　再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(12)　落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から５日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17　入札保証金

入札者は、契約金額の 100 分の５の額の入札保証金を、入札と同時に納付しなければならない。ただし、規則第 147 条第２項各号に該当する場合は入札保証金を免除する。

18　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

19　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認められる金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第２項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

20　契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

21　その他

(1)　１から 20 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。

(3)　入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

(4)　入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確約書、審査結果通知書のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。